

議案第27号関連資料 包括外部監査契約について

1 包括外部監査について

「包括外部監査」は、市の財務や経営に係る事務の執行について、外部の専門的知識を有する者（外部監査人）が主体となって、特定のテーマを決めて監査を行うものです。

地方自治法（以下「法」という。）の規定により、中核市は毎年度、議会の議決を経たうえで外部監査人と契約を結び、監査を実施する必要があります。

2 契約の相手方等について

外部監査契約を締結できる者として、法において弁護士・公認会計士等の有資格者と定められています（法第252条の28）。また、3回まで（3年間）は同一人物と契約することが可能となっています（法第252条の36）。

2024年度（令和6年度）から、公認会計士である本村 勲氏との契約により監査を行っており、3年目となる来年度についても、次の表のとおり、引き続き、本村 勲氏と契約しようとするものです。

相手方	氏名	本村 勲（モトムラ イサオ） 48歳
	住所	神戸市垂水区
	資格	公認会計士（もとむら公認会計士事務所）
契約の始期	2026年（令和8年）4月1日	
契約の金額	1,200万円を上限とする ※今年度と同額	

※包括外部監査のテーマ：2024年度 「都市局都市整備室及び道路安全室が所管する事務事業について」

2025年度 「教育委員会が所管する事務事業について」

3 監査委員意見について

議案提出にあたり、法に基づき、監査委員への意見聴取を行った結果、上記の者との契約について、異議なしとの意見をいただいています。

4 今後の予定について

2026年(令和8年)	4月	包括外部監査契約の締結
	5月	令和8年度の監査テーマを選定
	7月～	監査を実施
2027年(令和9年)	2月	市議会に監査結果報告書を提出